

公益財団法人福井県予防医学協会
役員及び評議員等の報酬並びに費用に関する規程

(目的)

第1条 この規定は、公益財団法人福井県予防医学協会（以下「当協会」という。）の定款第13条及び第26条の規定に基づき、役員及び評議員等の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤役員とは、理事のうち、当協会を主たる勤務場所とする理事をいう。
- (3) 非常勤役員等とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。また費用とは、明確にされるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費及び旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいう。

〈報酬等の支給〉

第3条 当協会は、常勤役員の職務執行の対価として報酬等を支給することができる。

- 2 常勤役員及び非常勤役員は、職務執行の対価として別表に定める年間報酬額及び日當に基づき、報酬等を支給することができる。
- 3 前項に定める報酬等のほか常勤役員には、通勤手当を支給することができる。その算出方法は職員の給与の関する規程に準じるものとする。
- 4 評議員は無報酬とする。ただし、評議員に対しては、評議員会に出席等、必要的都度、別表に定める金額の範囲内で定額を支払うことができる。
- 5 役員等の退職に当たっては、その在位期間に応じて規程する退職慰労金及び退職功労金を支給することができる。
- 6 職員を兼務する常勤役員の報酬は、その兼務状況によって役員報酬と職員給与とまとめて支給することができる。
- 7 役員等は、前各項の規定にかかわらず、報酬等の受取を辞退することができる。

(月額報酬額の決定)

第4条 当協会の常勤役員及び非常勤役員の月額報酬額は、理事長が理事会の承認を得て、決めるものとする。ただし、別表の年間報酬額に定める報酬額を上限とする。

(日当)

第5条 役員等の日当については、次のとおりとする。

- 2 常勤役員及び非常勤役員は、評議員会及び理事会等に出席したときは、支給しない。なお、職務上、県外への出張については、月額報酬額とは別に日当を支給する。
- 3 非常勤役員の評議員・理事・監事は評議員会及び理事会に出席したときは、1日1回につき別表の日当を報酬として支給する。

(報酬等の支払方法)

第6条 常勤役員及び非常勤役員の報酬等は、その金額を金貨で、直接役員に支払うものとする。

(報酬等の支給日)

第7条 常勤役員及び非常勤の報酬等は、その月の月額の金額を毎月28日に支給する。ただし、支給日が休日に当たるときは、その前日もしくは翌日に支給するものとする。

(費用)

第8条 当協会は、役員等がその職務の遂行に当たって負担し、または負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(改発)

第9条 この規程の改発は、評議員会の決議を経て行うものとする。

附則

この規程、令和3年4月1日から施行する。

別 表 (年間報酬額)

役員等	報酬等の額
常勤役員	1人につき年間総額1,900万円までの範囲内
非常勤役員	1人につき年間総額 500万円までの範囲内
評議員	無報酬 ただし評議員会に出席の場合は2万円までの範囲内で日当及び交通費を支給する
理事	無報酬 ただし理事会に出席の場合は2万円までの範囲内で日当及び交通費を支給する
監事	無報酬 ただし理事会及び評議員会に出席の場合は2万円までの範囲内で日当及び交通費を支給する